

市内に居住又は勤務する勤労者に対して低利な資金を融資することにより、勤労者の生活の安定及び福祉の向上を図ります。

●補助対象者

- ① 市内に居住又は市内企業に勤務し、主として世帯の生計を維持している方。
- ② 申込時の年齢が満18歳以上で、最終返済時の年齢が満76歳未満の方。ただし、未成年者にあつては、法定代理人の同意を得た方。
- ③ 同一勤務先に1年以上勤務している方。ただし、自営業者等の給与所得以外の所得がある者の場合は、原則3年以上営業している方。
- ④ 安定的かつ継続的な年収が150万円以上ある方。
- ⑤ 東北労働金庫の指定する一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。
- ⑥ 市内に居住している方は、現に市民税及び固定資産税を滞納していない方。

※この他の要件については、東北労働金庫白河支店にお問い合わせください。

●融資の条件

- ① 融資限度額は、1万円以上100万円以内とする。
- ② 融資期間は、7年以内とする。ただし、勤労者教育資金は10年以内とする。
- ③ 返済方法は、元利均等毎月返済又は元利均等毎月・加算月併用返済とする。また、加算返済部分は総融資額の50%以内とする。
- ④ 融資金利は次のとおりとする。なお、固定金利とし、融資実行時の金利を返済終了日まで適用する。

| | |
|---------|--------|
| 勤労者生活資金 | 年2.75% |
| 勤労者教育資金 | 年1.55% |
| 勤労者福祉資金 | 年1.25% |
- ⑤ 一般社団法人日本労働者信用基金協会が保証し、保証人は原則不要とする。
- ⑥ 担保は不要とする。
- ⑦ 融資形式は、証書貸付とする。
- ⑧ 勤労者教育資金の据置期間は、就学予定期間かつ6年以内とする。また、勤労者福祉資金のうち育児又は介護資金に関する融資の据置期間は、休業取得期間中とする。

※この他の条件については、東北労働金庫白河支店にお問い合わせください。

●融資制度の種類

- ① 勤労者生活資金
冠婚葬祭にかかる臨時応急に必要な資金
- ② 勤労者教育資金
教育にかかる臨時応急に必要な資金
- ③ 勤労者福祉資金
災害復旧又は医療にかかる臨時応急に必要な資金
育児又は介護費用にかかる臨時応急に必要な資金

●お申し込み方法

白河市勤労者融資制度借入申込書(第1号様式)をご記入のうえ、東北労働金庫白河支店にお申し込みください。

●お問い合わせ

白河市役所商工課 白河市中田140番地 TEL0248-21-5910

東北労働金庫白河支店 白河市昭和町3番地 TEL0248-22-6521

※審査の結果、融資の実行を受けられない場合がございます。
書式のダウンロードなどは白河市公式ホームページ「雇用・労働」のページをご覧ください。